

尾 山 謙 二 郎 委 員 の 質 疑 及 び 答 弁

山崎副委員長 尾山委員。あなたの持ち時間は60分であります。

尾山委員 自由民主党富山県議会議員会の尾山です。今年4月から、この歴史と伝統ある、奥行きのある会の裾野に加えていただきました。先輩方々がしっかりつくってこられた看板に泥を塗らないように、精いっぱい今日も質問に立たせていただきたいと思いますと思っています。

それでは、早速ですが、新しい社会経済システムの構築についてお尋ねいたします。

「富山県はモノづくり県」と言われますが、統計からその実態を分析してみたいと思います。

総務省、経産省が実施している2023年経済構造実態調査によると、製造品出荷額等の都道府県ランキングでは、富山県は4.1兆円で27位でした。我が県と同程度の人口を有する山形県は3.1兆円で29位。お隣の石川県は3兆円32位です。同程度の人口規模の県と比較すると、確かに人口比での製造品出荷額は高いです。

一方、滋賀県は人口141万人、8.9兆円で15位。それから山口県は、134万人の人口ですが、出荷額が7.6兆円と17位など、ほかの県と比較すると人口比での製造品出荷額は、富山県はやっばり見劣りするという状況になっております。

様々な要素からなる統計なので単純比較はできないまでも、富山県がモノづくり県として、さらなる高みを目指すために取り組むことがまだまだあるのではないかと考えております。

先日、モノづくり先進地の大阪で行われている2つの取組を視察してまいりました。

一つは大阪府の外郭団体である公益財団法人大阪産業局内のものづくりビジネスセンター、通称MOBIOです。もう一つは、東大阪市の外郭団体である公益財団法人東大阪市産業創造勤労者

支援機構の取組です。

ともにこの域内にある中小規模事業所であるものづくり会社のデータを集積し、オープンデータとしてデータベース化し、独自にマッチングサイトを通してシーズとニーズのマッチングを積極的に行っています。ちなみに東大阪市の取組、このマッチングサイトは、年間アクセス数が約30万件と非常に活況を呈しています。

また、大阪府では「匠」という名前、東大阪では「東大阪ブランド」と独自の認定基準を定め、オリジナル製品のブランド化に取り組み、内外共にその発信に努め、ブランド力向上に向けて大きな成果を出しています。

東大阪市の製造出荷額が平成22年度で約9,800億円。これが10年後の令和2年で約1,650億円伸びている。約10年で2割伸びている。これもやはりその成果の一つなのかと思っております。

この2つの取組の強みが、域内のものづくりを行う中小規模事業所の圧倒的な絶対数から成る厚みのあるデータベースです。特に東大阪市では、約20年前に当時の市長の号令の下、域内にある事業所2万5,000件、全ての事業所を市職員——課長級以上の方々——が自ら訪ね、それぞれの事業所のS W O T分析に基づいた強みと弱み、経営課題などを聞き取り、それをデータベース化するという作業を2年間で完結するという、尋常でない熱量があったということであります。

そこで、富山県のモノづくり発展のために、何かしらの方法で県内のモノづくりをなりわいに行っている中小規模事業所のデータベースを大幅に拡充し、国内外の発注企業とのマッチングを促進すべきと考えますが、新田知事に御所見を伺います。

新田知事 委員御指摘のとおり、県内の中小企業が有する優れたものづくりの技術、あるいは製品を広く内外に発信し、新たなビジネスチャンスをつくり出していくということは、各企業の受注の拡大、出荷額の増加、ひいては本県のものづくり産業のブランド

化にもつながる重要な取組と思います。

このため、本県でも新世紀産業機構において、富山県受注企業情報データベースを構築・運用しております。現在、約300社の企業情報が登録されておりまして、各社の主力製品や得意とする加工技術などをウェブサイトで広く発信するほか、東京や大阪など大都市圏で開催する商談会で活用するなど、県内外の各企業とのマッチングを積極的に支援しています。

社名はもちろん、製品名あるいはキーワード検索、様々な検索ができるようにしております。今後、発注企業の多様化、高度化するニーズに的確に応えて、マッチングを一層促進していくためには、このデータベースのさらなる情報量の充実と認知度向上が課題だと考えます。

御紹介いただきました大阪府、あるいは東大阪市の取組も参考にして、まずは掲載企業数の拡大に努めますとともに、デジタルツールも活用して効果的なPRを展開します。また、利用者が求める情報へ円滑にアクセスできるように、ウェブサイトの機能改善もさらに検討してまいります。

県としては、こうした実効性ある情報基盤の強化を通じて、県内企業の優れたものづくり技術を内外に力強く発信し、本県産業のさらなる振興につなげていきたいと考えます。

尾山委員 物を作るのが上手な人は物を売るのがあまり上手ではありませんし、物売るのが上手な人は物を作るのがあんまり上手ではないわけでありまして、今、300社の企業集積ですが、東大阪市のほうでも9,000社ほどの会社集積をしております。今、富山県にはたくさんのもものづくり、すばらしい技術があるのですが、なかなかそれをどう売っていいか、どう生かしていけばいいかということが分からない経営者がたくさんいますので、そこをしっかりとサポートするためにも、企業数をデータの中に増やしていくという努力をぜひお取り組みをいただければと思っております。

続きまして、次に圧巻だったのは、このMOBIOの施設内に約160社に上る事業所の常設展示場があるのです。その施設では、週1回の頻度でMOBIO-CAFEと称する自社ブースでのプレゼンが開催されているのです。

中小ものづくり事業所が、ふだん出会うことのないような異業種、大学、大手メーカー、行政、団体、様々な方々の出会いの機会が創出され、ものづくりの事業所の変革と挑戦をサポートしております。人が対面で話すことで、初めて生まれる熱量の交換が発想の高まりにつながり、新たなビジネスチャンスを生んでいます。

富山県には厚みのある産業集積があると言いますが、それらを見える化すること、そして、そこに人の交流の場を設けることが、ビジネスチャンスの創出につながると確信をいたします。ぜひ県内事業所の常設展示場を、例えば新世紀産業機構などの県有関係施設内に設けていただくことを強く要望いたしますが、山本商工労働部長の見解を伺います。

山室商工労働部長 委員御指摘のとおり、県内中小企業が持つ独自の技術や製品を見える化し、新たなビジネス機会の創出へとつなげていくことは、本県産業の持続的な成長にとって極めて重要であると認識しております。

県では、これまでも東京、大阪などの大都市圏における商談会や、富山県ものづくり総合見本市「T-Messe」、今年は2025を開催いたしますけれども、こちらを通じまして県内企業の優れた技術力や製品を広く発信し、商談機会の創出に積極的に努めてまいりました。

また、テクノホールやテクノドームといった産業振興の拠点におきましても、民間主催による多様な展示会、商談会が数多く開催され、活発な企業間交流が図られているところでございます。

委員から御提案いただきました大阪府のMOBIO-CAFE

のような常設展示場の設置は、企業の技術や製品を恒常的に発信する有効な手法の一つであると考えております。一方で、県内外から多くの来場者を引きつける魅力的な展示場の立地、あるいは来場者と県内企業等を的確に結びつける高度な専門性を有したコーディネーターの確保、そして継続的な運営を見据えた費用対効果など、多角的な視点から見極めるべき課題も少なくないものと捉えております。

今後、M O B I O も含めました他県の事例を情報収集しつつ、現場の事業者の方々の声を丁寧にお伺いしながら、本県の実情に即した効果的な手法について研究してまいりたいと考えております。

尾山委員 行きましたら、世界地図が貼ってありまして、来た人がそこにシールを貼っていくわけです。日本国内も含めて世界中から来たシールがたくさん貼ってあるのです。やはりあれがエネルギーの集約だと思いますので、おっしゃったように産業コーディネーターをどう育成するとか、いろいろ課題はありますが、しっかりと戦略を練って、富山県のものづくりを見える化できるように努めていただければと思っております。

続きまして、今年4月末、富山市を中心に約7,500食の配食をしていた地域社会にとって大切な1つの事業所が倒産しました。様々な施設で利用されていて、多くの方々の胃袋と従業員の方々の生活に責任を持っていた事業所の突然の閉鎖による混乱は大きく、いまだその全ては解決に至っておりません。その事業所の経営者の方は、私の大切な友人であります。諸行無常のこれが世の常とはいえ、心底残念に思います。

コロナ禍で減少した売上高に加え、高騰する原材料費を価格に転嫁できなかったということが、事業経営を圧迫していたとことです。経営努力ではどうにもならないこれらの要因に事業経営を脅かされている事業所は、この瞬間も県内に多く存在します。

このような経営環境が改善されなければ、事業の継続が困難になり、廃業や倒産を余儀なくされる事業所が今後増えるに違いありません。

事業継続を断念するときに、守らなければならないものが2つあります。従業員の方々の生活とお客様の利便性です。前に進むにせよ、後ろに下がるにせよ、経営者には常に適正な経営判断を下す責任がありますが、撤退戦においては特にその責任の重さが際立ちます。その重大さは、事業所の倒産を経験した私が骨身にしみて感じているところであります。

撤退戦における経営者の経営判断を狂わす要因の一つに、事業所の借入れに対する経営者の個人保証があります。本来経営者がその責任において守らなければならない従業員の方々の生活やお客様の利便性よりも、自らの身の保全を優先する事例が後を絶ちません。なぜならば、経営者にも大切な家族があり、守らなければならないものがあるからであります。

もし経営者が保証という重圧がなく、経営者がより適正な経営判断を下すことができれば、事業継続の可否についても適正な時期に判断することが可能になります。分かりやすく言うと、第3コーナー辺りでコースアウトできる仕組みが必要だということでもあります。

昨年11月の予算特別委員会でも、同じ問題提起をさせていただきました。様々な外的要因も相まって、中小規模事業所の経営環境は日に日に悪くなっております。改めて、経営者が健全な経営判断を取るためにも、経営者保証の要らない制度融資である事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の利用促進を促すために、上乗せ保証料が足かせになっておりますので、この上乗せ補償に対する県独自の補助制度を設けていただくことを強く求めますが、山村商工労働部長の見解をお尋ねします。

山室商工労働部長 委員御指摘の経営者が個人保証の重圧の中で、

事業継続の可否に関する適切な判断の時期を逸し、結果として地域の顧客や従業員の生活に深刻な影響を及ぼすといった事態は、断じて看過できない課題だと認識しております。

国は、経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速を目指して、経営者保証ガイドラインの遵守を金融機関に求めてまいりましたが、その浸透はいまだ道半ばにあるのが現状でございます。

このような状況の中、昨年3月に創設されました、委員から御紹介いただきました事業者選択型経営者保証非提供制度は、経営改善途上の中小企業であっても、保証料率の上乗せを条件に、経営者保証なしの融資を選択可能とする画期的な仕組みでございます。

本制度の県内の利用は増加傾向にあるものの、令和6年度の利用実績は80件にとどまりまして、上乗せ保証料の抵抗感はその一因となっているという側面は否定できません。とはいえ、県が上乗せ保証料を直接補助することは、経営者保証ガイドラインの趣旨、すなわち経営改善や資産の分離、透明性の確保といった経営改善への動機を損ないかねず、慎重であるべきと考えております。

県としては、県信用保証協会や金融機関などとの連携を強化し、本制度の周知と利用促進を図ってまいります。また、事業継続が困難な局面にある経営者に対しては、中小企業活性化協議会などの活用を促しまして、事業の再生や円滑な廃業の支援をすることで、雇用と地域生活の安定確保に努めてまいりたいと存じます。

尾山委員 今、御答弁いただいた経営者保証のガイドラインに、経営者個人保証を外す3要件があります。この3要件を満たした会社というのは、もともと個人保証が要らないという判断になって、金融機関から個人保証が抜かれるわけです。

その3要件というのは、法人と経営者がまず分離していること、それから財務内容がちゃんといいこと、内部留保やキャッシュフロー、将来の売上げも含めて、ちゃんとそれがしっかりと構築さ

れていること、それから適正に会計を開示していくということ。
この３つの要件が満たされると、経営者の個人保証は、外れるのです。

通信簿で言うと、これだけできる会社は５なわけですよ。今、問題なのは３ぐらいの会社。ここが２に行くのか、４に行くのか、分かりませんが、この３の会社が２とか１に行く可能性もあります。そのときに、適正な判断をちゃんとして、早めに第３コーナーでコースアウトできる仕組みが、私は必要だと思っています。

そもそもがこの制度というのは、通信簿が５ではない人、３なのか、４なのか、２だか分かりませんが、５ではない人のための制度なんです。

ですから、今おっしゃった、経営者保証のガイドラインを遵守しなくてはいけないというのは、よくよく理解はするのですが、ただ、この制度の創設の趣旨というのは、今お伝えした話の中にありますので、ぜひもう一度御一考ください。以上です。

続きまして、次に価格転嫁の話であります。これは非常に重要な話であります。

事業所の継続に欠かせないのが適正な価格の維持です。元請と下請、発注者と受注者、店舗と顧客など、質も背景も異なる様々な利害関係がある中で、価格転嫁の進み具合に大きな差があり、また業種、業態によっても、その差はまちまちの現状です。

先日、県主催で行われた価格転嫁の未来というシンポジウムに参加をさせていただきました。富山県に縁があり公正取引委員会で企業取引課長をされている亀井氏、自社や組織における独自の取組として価格転嫁の成功事例を発表された伊藤氏、本江氏の話は、どれを取っても学ぶべきことが多く、大変価値のあるものでありました。

一方で、残念なことに、このシンポジウムに参加された方は思ったよりは少ない人数でありました。これは、もちろん周知不足

もあるかもしれませんが、価格転嫁を推進しようとする機運が十分高まっていないのだと思っております。取引先やお客様の目を気にしながら価格転嫁の話を切り出すことに、いまだに後ろめたさを感じているという経営者の声も多く聞かれます。安いことはいいことだという、30年間続いたデフレマインドから抜け出せない人が、いまだやはり多いようであります。

国では、中小企業庁において、2021年9月より価格交渉促進月間と銘打って、毎年9月と3月の年2回ですが、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。しかしながら、この取組の認知度は極めて低く、私も最近まで存じ上げませんでした。

我が国は社会主義国家ではないので、政治や行政が、個別具体的な価格の決定に直接的に介入することがあってはなりません。しかし、必要な枠組み等を整備することで、社会のストリームを形成することはできます。

中小企業庁で行っている価格交渉促進月間に歩調を合わせて、県としても地域に合わせた広報や講習会などを実施することで、デフレマインドの払拭を図る取組をしてみたいかがでしょうか。山室商工労働部長にお尋ねいたします。

山室商工労働部長 委員から御指摘いただきました長きにわたるデフレマインドからの脱却、そしてその実現に不可欠な中小企業の適正な価格転嫁は、本県経済の持続的な成長を確かなものとする上で極めて重要な課題であると認識しております。

委員から御紹介いただいたとおり、中小企業庁は毎年9月と3月を価格交渉促進月間に設定して、価格交渉を促進するための広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請などを実施しております。

県といたしましても、こうした国の取組と歩調を合わせまして、県における価格転嫁に向けた機運を一層高めていくことが重要で

あると考えております。

具体的には、促進月間において、県の広報媒体を活用した情報発信や、経済団体などを通じた県内企業への協力要請を強力に推進してまいります。

委員が肌で感じられた価格転嫁へのためらいや後ろめたさ、そしてしみついたデフレマインドの克服に向けまして、県独自の取組を国の月間と連動させることで、価格転嫁に向けた機運を醸成することは大変有効であると考えております。

去る3月には、議員も御出席いただきました国、公正取引委員会などと連携した価格転嫁推進シンポジウムを開催しており、また、来る9月には、金融機関とも連携した価格転嫁推進サポーター制度を運用するなど、県独自の施策を国の月間と連動させまして、さらなる機運醸成を図ってまいります。

今後とも、国と関係機関などと緊密に連携して、県内企業が適切な価格転嫁を実現できる環境整備に向けまして積極的に取り組んでまいります。

尾山委員 私は26年間、中小企業の経営者をやってまいりました。何を感じるかというと、本当に一生懸命働いてまいりました。私の周りの仲間も一生懸命働いています。でも、残念ながらこの30年という中で、どれだけ働いても中心がよくなるんです、よくなる。

それは、構造的な問題であって、事業所の努力が足りないということではありません。これだけ一生懸命働いてよくなるのは、やっぱり構造的な問題であります。そもそもがデフレに突入したときの経済政策、財政政策、やはりどこかに何か当時に合わないものがあって、この状態に入っているんです。

ですから、一定程度、政治の責任、行政の責任がある中で、今の空気に入っていく中で、ここから出るのは民間の力だけでは無理ですから、ぜひ強烈にこの価格推進月間を推進していただく

さい、打ち出していってください。この空気を突き破っていってください。光明が見えれば、民間企業も少しは前向きにまた取り組んでいろんなことができますので、ここはまずぜひ政治の仕事だと思って、行政の仕事だと思って取り組んでください。よろしくお願いします。

続きまして、県内における介護人材の有効求人倍率が約4倍と、深刻な人手不足が続いております。他方、令和7年度の介護人材の需要は昨年度より2,000名ほど増える見通しで、県におかれても様々な対策に乗り出しておられることと存じます。

そのような中、昨年度、三重県がインドネシア保健省と介護・看護人材育成に関する覚書を締結されました。インドネシア国立医療福祉大学に日本語課程を設置するなどの学習支援を図るなど、積極的に人材育成に取り組み、受入側の三重県側は、県内の受入体制の整備に取り組むというものであります。

インドネシア社会には、家族を大切にし、年長者を敬うという風土があります。その国民性も穏やかで従順な傾向があるので、介護現場における活躍が十分期待できます。

インドネシア保健省は、年間2,000人規模の送り出しを目指し、三重県以外の地方自治体とも積極的に提携したいとの意思を示しています。今後、拡大するであろう介護人材の需要に向けて、一つの解決策として検討してみてはいかがでしょうか。新田知事の御所見を伺います。

新田知事 介護・看護の人材の確保は大変重要な課題、それもスピード感を持って対応すべき課題と思っています。

三重県がインドネシア保健省とともに人的交流を通じた人材確保に取り組んでおられることは、今後の参考となる事例として承知はしています。

本県の介護分野の外国人材は、平成30年度には23名でしたが、令和7年1月末現在で620名まで増加をしております。大規模な

事業所を中心に受入れが進んでいます。

一方で、本県が令和５年度に県内介護事業者にアンケート調査を実施したところ、県内の介護事業者の約７割が外国人材の雇用を予定なしと回答されました。この背景には、言葉や文化面での不安、また、教育や定着のための支援への負担感があるものと考えられます。

このため、県では、受入れ施設での日本語学習や生活支援などに対する補助を行ってきました。昨年度より外国人未採用の施設に対し、採用活動から異文化理解研修など定着までを一体的に支援するマッチング支援事業にも取り組んでいます。

昨年度は、県内の介護施設において１２人の外国人材の新規採用がありました。今年度もこうした取組を継続的に実施し、採用の好事例を共有することにより、外国人採用の不安を払拭し、ハードルを下げていくように努めてまいります。

委員御提案のインドネシアをはじめとする外国との提携の可能性についても、三重県の例も参考にしながら、より研究していきたいと思います。

ただ、一つの国に集中的に依存することにはないようにしたいと思います。やっぱりリスクが高いと思います。今のところ、本県にはバラエティーのある国から来ております。これらをそれぞれ増やしていくような方向で考えていければと思います。

尾山委員 サービスを受ける側も提供する側も、いろいろと心のハードルはあるのだと思うのです。そういったものを小まめに確実に積み重ねて、それでも必ず手が足りなくなりますので、そういったものにしっかり備えていくような体制を取っていただければと思っております。

それでは、続きまして災害対応について２つ御質問させていただきます。

能登半島地震からの教訓の一つに、避難所生活を含めた被災者

の方々の劣悪な生活環境の向上に向けた取組が必要であるということがあります。我が県も、本年度の予算でトイレカーなどの購入に向けて動き出しています。

他方、国においては、災害救助法に基づき、災害対応車両の事前登録制度が6月1日より実施されることになりました。個人や企業が所有する災害対応車両として、トイレカーやキッチンカー、キャンピングカー、洗濯機やシャワーを搭載した車両などを、国が一定の条件を満たしたものを選別してデータベース化し、有事の際には都道府県がそのデータベースを参照し協力依頼をする。そこで発生する人件費や資材費などの実費は原則自治体が支払うが、災害の規模によっては国からの特別交付税措置があるという仕組みであります。

また、徳島県や長野県、栃木県足利市などの自治体において、民間で災害対応車両の購入をする際に補助金を出し、平時は民間で活用してもらい、有事の際は公的利用として災害現場へ派遣してもらおうという取組も広がりを見せています。これは、災害対応車両の平時の有効活用が、なかなか官だけではしきれないという問題を解消する非常に有効な施策であるとも言えるでしょう。

いずれにしても、南海トラフをはじめとする広域かつ甚大な被害をもたらすであろうと予想される大規模災害に備え、官民挙げてその対応に取り組まなければなりません。

我が県においても、県内で発生すると予想される災害に備えるのは当然のこととして、能登半島地震の被災地として、当時全国各地から寄せていただいた様々な御厚情に報いるためにも、各地の被災地への支援に向かう体制づくりをする責任があると考えます。

新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）という補助がありますが、それがどうも使えるらしいですと情報が入っています。そういったものがある中で、中林危機管理局長

にその御所見を伺います。

中林危機管理局長 委員御紹介のキッチンカー、トイレカー等のいわゆる災害対応車両の登録制度がこの6月から運用されており、今後、順調に運用がなされた場合、温かい食事や快適なトイレの提供等を通じての避難所の生活環境改善、ひいては災害関連死の防止につながるものと認識しています。

このため、本県では今年度、災害時の対応実績がある民間団体等と、キッチンカーによる炊き出しや仮設トイレ等資機材の供給に関する協定の締結をはじめ、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」も活用し、トイレカー購入の手続を鋭意進めております。

県内の災害時はもとより、南海トラフ地震等が発生した場合の県外被災地の支援にも対応できるよう、官民挙げての体制整備に取り組んでおります。

こうした中、民間による災害対応車両の購入への補助について、高知県や徳島県等でも、本県と同様に国の新しい交付金を活用し災害時の活動実績があることや、他の自治体と既に協定を締結しているなど、一定の条件を満たす法人等を対象にした補助制度を設け体制強化を図っておられます。

本県の来年度の国への重要要望において、この新しい地方経済・生活環境創生交付金の継続などの財政支援の充実を新たに求めているところであり、委員御提案の民間団体における災害対応車両導入の支援については、他県の先行事例の成果、県内の民間団体のニーズや活動実績などを踏まえ、その効果等について研究してまいりたいと考えております。

尾山委員 多くの方が被災地にボランティアで入られたと思います。私も視察を含めてボランティアで行ってまいりました。トイレについてはいろいろな話を聞いたのですが、人間の尊厳を守れるような状況ではないなどといった話になりまして、本当に痛ましい

状況だったと聞いています。

阪神淡路大震災があり、東日本大震災があり、能登の震災があり、これだけ今、我々は多くのいろいろな地震、災害を経験してきた中で、災害がいざ発生すると、近代国家の中で、文化的ではない暮らしにいきなりどんと落ちてしまうようなことが続くと、過去の経験からいろいろな教訓をなかなか学び取っていないような世界にやはりなってしまうのですね。

ですから、今、県で車両を買っていただく大事な一歩だと思います。ただ、2台や3台では足りるわけないわけですよ。たくさん必要なんですよ。

ですから、極力そのお金が有効に使っていただけるような振り分けを、またぜひ考えてみてください。

それから2つ目ではありますが、このトイレカーが現場に行くというのもすごく大事ではありますが、今、例えば避難所にあるトイレがきちんと使えるようになるということも大事なことで思っております。

資料の掲示、よろしいですか、委員長。

山崎副委員長 許可します。

尾山委員 この写真を御覧ください。下に浄化槽を置き、足場を組んで、その上に仮設のトイレをつけたものです。これは、ある石川県七尾市の会社が、災害時、独自に作ったものでありまして、非常によかったと、皆さんに喜んでいただいたとおっしゃっておられました。緊急の、すばらしい対応だと思いました。

これをあちらこちらで作ればいいなと思っていろいろ調べたのですが、屋外に作ろうと思ったら、雪が降ったりしますし、また、高齢者の方が長い足場を登れないことも出てきました。なかなかこれはあちこちに設置するのは難しいなという判断の中で行き着いたのが、浄化槽をもう一回しっかり見直そうということで、パネルを作らせていただいたのですが、提示していいですか。

山崎副委員長 大丈夫です、許可します。

尾山委員 上水道と下水道がやられたときに、入り口と出口がないわけですね。通常は普通の下水道を使うのですが、ここに浄化槽を埋め込んでおいて、何かあったときにバイパスを使って切り替えて排出すると。

上水道は、今、割と大きな建物には給水塔がありますが、給水塔がないところもありますので給水塔を設置すると。水をためておけば、二、三日はこのたまった水で処理できるわけです。

ですから、被災をした、さあ有事が来た。二、三日しっかりこういったものの設備の中で、トイレが使えるような仕組みも、一つやっぱり大事かなと強く思っています。

このように、浄化槽を建物の下に埋め込んで、ここの下水道が駄目だったときに、こっちの浄化槽に逃がすと。また、給水タンクをつけて、水を入れておくんですよ。こんな仕組みをしたらどうかということで、今、考えてます。

これをやるときにやはり結構、金がかかりますから、浄化槽と受水槽と発電機、そういったものを組み合わせて設備強化に積極的に取り組んでみたらいかがでしょうか。浄化槽の設置には、環境省の地域レジリエンス・脱炭素化の補助金がある。そういったものもまた考えていただいて、少し組立てをしていただきたいのですが、中林局長の御所見を伺います。

中林危機管理局長 委員御指摘のとおり、大規模災害時には、上下水道施設や管路の破損により水やトイレの利用の制限が想定されることから、避難所における衛生環境を維持し被災者の健康被害を防ぐ観点からは、適切なトイレ設備の確保が重要です。

このため、県では、今年度トイレカーの導入を進め、自治体が加盟する災害派遣ネットワークにも参加し、相互にトイレカーを派遣し合うほか、仮設トイレ等を保有している民間団体と災害時応援協定を締結するなど、平時からの体制強化を図っております。

また、道路復旧の長期化にも備え、し尿を防臭フィルムで包み、臭いや菌を漏らさない高機能の簡易トイレの備蓄も進めております。

委員御提案の浄化槽と受水槽、発電機の組合せによる避難所の設備強化については、停電時、断水時における水の確保や、安全なトイレの利用が可能となり、避難所の生活環境の保全や公衆衛生の確保を図る上で有効な方策です。ただ一方で、例えば、下水道区域に浄化槽を設置した場合、発災時の浄化槽の機能確保をはじめ、浄化槽の保守点検、清掃等の維持管理などの課題もあります。

また、委員御紹介の環境省の地域レジリエンス・脱炭素化事業補助金については、浄化槽の活用事例は現時点ではないものの、その他の設備による他県の取組事例を参考にしながら、浄化槽等の活用について市町村や関係団体の意見をお聞きし、避難施設の設備強化の方策の一つとして研究してまいりたいと考えております。

尾山委員 いろいろハードルは高いのでしょうけれども、どうすればできるかということをもた少し考えてみていただいて、1つでも2つでもそういう事例を重ねることもすごく大事かと思います。

再度になりますが、被災地に行ったときに、最初の三、四日間のもう言葉に詰まるような状況の話を聞いていると、これは何とかせなあかんかなと本当に思うんですよ。ですから、そういう観点から、またぜひしっかりと研究をしていただければと思っています。

続きまして、国際交流の推進について質問させてください。

来年度は、富山県とオレゴン州との友好提携が締結されてから35周年の節目を迎えます。5年前の30周年には、新田知事を団長とした記念友好訪問団が現地を訪問され、経済分野における交流と協力に関する覚書を締結し、関係の深化に努められました。

同年秋には、同じくオレゴン州からブラウン知事をはじめとした訪問団が富山県を訪れ、関係強化に向けた機運の醸成が図られました。

言うまでもなく、日米は共に自由と民主主義の普遍的な価値を共有する国家同士であり、経済安全保障などの様々な分野で共存する大切なパートナーであります。地方自治体同士の関係を深めることは、さらに意義のあることだと考えております。35周年の節目に、ぜひ相互の関係を深めるような相互交流を図っていただければと思います。

また、相互交流を深めるには、互いの文化を理解することも大切な試みの一つになります。ぜひ経済交流と併せて、文化交流にも力を入れていただければ幸いです。新田知事の所見を伺います。

新田知事 富山県は、1991年にアメリカ・オレゴン州と友好提携以来、職員の派遣、日本語スピーチコンテスト、また英語プレゼンテーションコンテスト、起業・ビジネス研修などの様々な分野で交流を続けてきました。2022年には、今ほど御紹介いただきましたが、友好提携30周年を記念して、相互に知事をトップとした訪問団を派遣し、今後の重点分野として、経済交流、学術・人的交流、人材育成、観光分野を柱とする覚書を締結してまいりました。

経済分野では、これまで現地企業への訪問、現地日本庭園での伝統工芸品の展示・販売などを行いました。今年は、州内小売店舗での県産食品のPR販売や現地事業者との商談などを行うことにしています。また、秋に富山県で開催予定のT-Messe（富山県ものづくり総合見本市）では、オレゴン州の観光や産業を紹介するブースが出展される予定です。

また、委員御指摘のとおり、互いの文化を理解することは自治体同士の関係を深める大切な要素と認識しています。昨年11月に、

オレゴン州のダンスカンパニーである B O D Y V O X が来県し、県内小学校などでワークショップが開催されました。児童が講師と生き生きと交流する姿が強く印象に残っています。このような機会は、互いの文化を理解し、交流を深める重要な取組と考えます。

今後は、今ほど御紹介したダンスでの交流も契機として、オレゴン州政府をはじめ、両県州の交流団体の希望もお聞きをしながら、同州との交流をさらに深めて、相互理解の深化につながるように取り組んでまいります。

尾山委員 私も過去の自分の人生を振り返ると、アニバーサリーというのは極めて大事だなというのはつくづく感じておりまして、節目節目でアニバーサリーをして、お互いが忘れないようにしていくと。そんなこともぜひ取り組んでみていただければと思っております。

また、その際には、今、お答えいただいた、ダンスや歌などもしっかりとお互い交流できるような枠組みをぜひ考えていただければと思っております。

それでは、最後になりますが、歴史の継承について少しお尋ねしたいと思います。

人口減少社会に入り、ライフスタイルの変化に伴い、街の機能や形も変化してきています。県におかれましても、県庁周辺県有地等の有効活用に関する検討会を設置され、様々な角度から街のありようを検討されていると承知しています。街のありようを考える際に、合理性や経済性など資本を基にしたハードの考え方と、歴史や文化などを基にしたソフトの考え方の両方が必要であると考えます。

ここで少し神通川と松川について触れさせていただければと思っております。資料揭示、よろしいでしょうか。

山崎副委員長 許可します。

尾山委員 「馳越線工事ってなんだろう!？」という雑誌があります。実を言うと、これは国交省と富山県と富山市が3者で作った神通川の歴史について書れた資料集です。非常によくできています。

このなかに地図がありまして、もともと神通川がどんな形だったかが書いてあるのです。この地図を落とし込んだのがこれです。かなり粗いのですが、落とし込んでいったときに、県庁や市役所、電気ビル、インテック、ありとあらゆる富山の中心市街地に大切なものというのは、かなり多くのものがもともとあった神通川の上、要するに神通川の廃川地の上に成り立つとるわけです。

御存じのとおり富山市は空襲で燃えました。残ったのは、大和と県庁と電気ビルだということですが、その残った2つの大きなものがこの廃川地の上にあるがですね。この歴史というのは、実は私、恥ずかしい話、松川が神通川の名残だということを知らんかったんですよ、大人になってしばらく。それぐらいこの富山のこの歴史というのは、なかなか語り継がれる場所がないというのが実態であります。

今後、人口減少の中で、街を新しい形に変えていく。いろいろプランが出てくるのですが、ぜひ、ソフトの面にも配慮して、こういったものを忘れずに組み込んでいただきたいんですよ。なぜならば、松川は、当時バブルの時期には大分汚かったらしいです。上に蓋をしてしまえという話があったらしいです。どんどん駐車場を増やしたいですから、松川に蓋して、その上を駐車場にすればいいという話が審議会であったようです。でも、当時の良識ある議会人がそれは駄目だろうと言うて、残したがですよ。

今の富岩運河もそうなのですが。県のほうで、もう利用が少なかった富岩運河も埋めてしまえばいいねけという議論があったらしいです。やっぱりそこも違うよと言って、当時の県議会でしっかり良識ある方々が決めてかれて残ったのが今の富岩運河なんです。

こういったものをしっかりと残していくことが、やっぱり今後の街の、僕は誇りにつながるのではないかと考えているんですね。

ですから、こういったものをしっかりと継承するようなまちづくりについて、県庁周辺県有地等の有効活用に関する検討会で、ぜひ材料の一つとして議論していただきたいと思います。田中経営管理部長に御所見を伺います。

田中経営管理部長 委員から御指摘いただきました、街のありようを考えること、言わばエリアマネジメントと呼んだりしておりますけれども、この観点におきましては、経済合理性のほかにも歴史や文化の重要性など、様々な観点から検討することが重要と認識しております。

県庁周辺エリア県有地等につきましても、昨年度末にエリアマネジメント懇話会と共同で作成いたしました県庁周辺エリアコンセプトブックにおきまして、このエリアの歴史や文化も踏まえつつ、空間デザインや施設整備に加えまして、多様な主体が連携して実行者を育てていく取組なども組み込んで、好循環を生み出しながら、エリアの魅力と価値を高めるエリアマネジメントを行うということを記載しております。

先ほど御紹介ありましたとおり、特に県庁周辺エリアは、まず江戸期に富山城を中心に城下町を形成し、明治期以降、神通川の馳越線工事後の廃川地を活用した近代的なまちづくり、また戦後、戦災を耐え抜いた県庁舎周辺の復興事業など、その時期、その時期に合わせてまちづくりが進められてきたところと認識しております。言わばまちの原点、中心地として、この地域で歴史を形づくってきた象徴的な場所だと認識しております。

今月2日に開催いたしました県庁周辺県有地等の有効活用に関する検討会におきましては、有識者の方々から、歴史的建物である県庁舎本館についての様々な御意見をいただいたところでございます。

県といたしましては、富山市のまちづくりとも方向性を共有しながら、県庁舎も含めた県庁周辺エリアが、歴史・水辺・緑を生かした憩いと楽しみの空間となるよう、県議会の皆様をはじめ様々な関係の皆様と意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

尾山委員 外国人の方が日本に来て一番感動するのは、やはり歴史なんですよ、日本の。世界で一番歴史の長い国、その中にあるいろいろな文化的な遺産などに触れて感動して帰るんです。

私も自分の知り合いの外人が来ると、大岩山の滝に連れてって、滝、浴びてもらうんですね。で、金龍でそうめん食ってもらうんですよ。そしたら、アメイジング、アメイジングとなってくるんですよ。

それだけ歴史や時間の流れに人の心は非常に動かされていくものですから、ぜひ大事にさせていただいて、これが残るような立付けを、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、今お伝えしたようなものは県下各地にたくさんあると思います。そういったものを我々は、今、知恵を働かせながら何とか残して、継承していく仕組みをつくらないと思うのです。そういったものを推進する強烈なエンジンがやっぱり必要だと思うのです。

そこで、富山県歴史文化継承協議会なるものを、県、市、地元関係者の方々に組織し、各地の歴史、文化をどのように継承し、また、どのように街のありように反映させるかを、ぜひ支援をしてみてくださいはいかがでしょうか。新田知事の御所見を伺います。

新田知事 今、急速に人口減少が進んでいます。そんな中で、長年の間に各地で育まれてきた多様な歴史文化を次世代に継承していくことが大切なことだと思っています。

対応の一つとして、県では令和３年に、地域の歴史や文化を象

徴する文化財の継承を目的とした県文化財保存活用大綱をつくりました。これに基づいて、国や市町村、文化財所有者の方々と連携し、文化財の確実な保存と適切な活用、そして、それを担う人材の育成などに取り組んでいます。

また、この県の大綱を踏まえて、各市町村でも、地域の文化財の総合的・一体的な保存活用を図り、地域の歴史文化の特徴をまちづくりや地域振興などに生かし、確実な文化財の継承につなげるため、文化財保存活用地域計画を作成することになっており、県では市町村がこの計画を作成のために設置する協議会に、文化財の所有者、学識経験者、観光関係団体などと共に参加をして必要な助言を行っています。

さらに、県では市町村文化財主管課長会議というものも毎年開催して、県内の文化財の保存活用に関する取組状況などについて市町村間で情報共有をしています。

このほかにも、県内には、例えば曳山を有する保存団体で組織する富山県山（車）・鉾・屋台・行燈祭交流会議という会議もあります。16の文化財を保存する会があります。そこで文化財の種類ごとに、県と関係市町村、保存団体などが情報交換を行うための組織が設置されています。

何を言いたいかというと、こういう場は、いろいろあるんです。

また、新たに県歴史文化継承協議会について御提案をいただいたところですが、これまで既存の仕組みをぜひ活用発展させる、あるいは統合していく。このようなことで委員御提案のような趣旨につながるのではないかと、そういう選択肢もあると思います。こういうふうに検討していきたいと考えております。

尾山委員 あるんですね。勉強不足ですみません。

今の神通川の件もそうなんですが、目に見えるものだけではなくて可視化できない歴史だとか、そういったものもぜひその中に加えていただいて、いろいろなものをまた掘り下げていただけれ

ばと思っております。

それでは、最後の質問になります。

少し語らせていただきます。今年は終戦から80年の節目を迎える年であります。先人たちの想像を絶するような御努力の下、焦土と化した国土から奇跡的な復興を経て経済大国へと躍り出た我が国、日本。国民皆年金制度や生活保護制度などが充実し、最先端の医療や福祉サービスを享受できる日本。また、高度に発達したサプライチェーンにより、欲しいものが欲しいときに望むだけ手に入る、豊かで便利な日本。清潔で治安もよく、安心して快適に暮らせるユートピアのような国なのではないでしょうか。

他方、自らの命を絶ってしまう人の率が他国と比較してかなり高く、特に15歳から39歳の死因の第1位が自殺であるという深刻な側面も、この国にはあります。国際比較において、自己肯定感がかなり低いことが、その原因の一つに挙げられます。

豊かで便利であることと幸せであることが、必ずしも比例の相関関係にないのは不幸なことであります。今、多くの人が失っている自信と誇り、自分にどのような価値があり、社会のために何を果たすべきかという確固たる考え方を、個々を取り戻すことが何より必要なのではないでしょうか。

そのためにも、戦後80年のこの節目に一度立ち止まり、国の在り様を見詰め直す必要があると考えます。我が国は、その歴史において、ほかの国にはない特徴があります。世界中のどの国も、フランス革命や辛亥革命など、革命を旗印に王朝を変えることにより、国家のありようをゼロベースで再構築してきました。

一方、我が国では、万世一系の皇統を継ぐことを価値に持ち続け、たとえ戦国時代や明治維新においても皇統を絶やさず、治世の方法論だけを変えてまいりました。

日本で何かをやり直すときに、一から出直すと言います。決してゼロから出直すとは言いません。ゼロベースという舶来の思想

がいま一つなじまないのは、我が国の歴史の独自性によるものであります。

今、目の前にあるものを慈しみ、大切につなぎながらも新しいものにどんどん順応して取り入れていく。そんな愛の深さと柔軟性の高さが、我が国の特徴であり強みでもあるのではないのでしょうか。

振り返ると、戦後の日本のありようは、残念ながら我が国が積み重ねてきた伝統的な国家観から少々離れ、この国の特徴と強みが忘れられているように見えます。国としての自信と誇りを取り戻す。そのために一から出直すという伝統的な思想に立ち返る必要があります。そして、その一は歴史の中にあります。その一を正しく認識するためには、成熟した歴史認識を社会全体で育む必要があります。成熟した歴史認識とは、歴史認識の多様性を受入れながらも、確固たる自らの軸を持つということです。その育成のためには、自国の歴史を深く学ぶことから始めなくてはなりません。

その信念に立ち、以下質問をさせていただきます。

先日、大連を訪ねる機会をいただきました。久方ぶりの訪問でしたが、多くの学びや気づきを得る貴重な機会となりました。

日本との経済的な結びつきの深さを節々に感じ、改めて相互の戦略的互惠関係の構築が必要だと認識をしてまいりました。戦略的互惠関係とは、政治、経済、文化、歴史認識等あらゆる分野で、両国の立場の違いを主張し合いながらも、互いの国益に資する分野で大いに組みするということであります。論語の一説にある「和して同ぜず、同じて和せず」、まさにそういったことなのではないのでしょうか。

大連滞在時に、旅順にある203高地に代表される日露戦争の戦跡地を訪ねてまいりました。言うまでもなく、日露戦争を戦った我が国の大義は、ロシアの南下政策の脅威から日本国を守るとい

うことでした。

同時に、その歴史的な意義は、当時絶対的だと認識されていた白人の植民地支配の構造に有色人種が正面から風穴を開けたこと、そして、あらがうことなく植民地支配下にあった多くのアジアの諸国の人たちの心に、植民地支配からの祖国の奪還を可能にするという勇気を生み出し、その後、アジアにおいて、自国民の力によって多くの国々が独立を成し得たということであると認識をしています。

また、水師營の会見所には、ロシア側のステッセルと日本側の乃木希典との間で停戦の合意に基づく調印が行われた際に、海外メディアに唯一撮影を許可した写真には、敗軍の将であるステッセルの腰に戦士の誇りである帯剣を許し、それぞれ祖国のために戦った戦士同士、上も下もないと、恥をかかせることは断じてあってはならぬ、そういう乃木の武士道精神が込められており、当時世界中でその魂が礼賛され、我が国の評価が大いに上がったというものであります。

今、忘れられている惻隱の情、相手の立場をおもんばかっていくというのが、まさにこの心であり、これが評価をされたということでもあります。

このような認識の下、私が訪れた戦跡の一つである水師營の会見所で、大変衝撃的な文言がパネル掲示してあるのを見てまいりました。中国語と英語で書いてある文言であります。中身は、ほぼほぼ一緒です。

どう書いてあったかというと、1905年の日露戦争終結後、大連は日本帝国主義の侵略者の支配に落ち、中国人民は屈辱と苦難に満ちた生活を強いられると同時に抵抗闘争の道を歩み始めた。中国共産党の指導者の下、無数の革命志士と大衆が次々に立ち上がり、ついに1945年、抗日戦争の勝利を勝ち取った。時は流れ、1世紀を経た今なお水師營会見所の遺跡は、帝国主義列強が武力

で中国を侵略分割した近代中華民族の屈辱の歴史を証する場所として、人々に平和に安住せず、侮りに備えて力を蓄えるよう戒め続けている。また、侵略戦争への反対、世界平和の維持こそが人類共通の願いであると、こんなふうに伝えております。

これは日露戦争の戦跡、日清戦争の戦跡地の話ではありません。日露戦争なんです。でもこんなふう書いてあるのです。

歴史というのは、それぞれの国が自由に伝えるものでありまして、他国が干渉や批判をすることは断じてあってはなりません。なぜなら、それはその国の先人たちの冒瀆につながるということでもあります。

大切なのは、他国の歴史の捉え方は様々あると認識すること、そして、その歴史認識に基づいた教育が行われているという事実を知った上で、日本固有の歴史認識をしっかり持ち、それを後世に伝えること。

「戦争は外交の一手段である」、これは戦争論を唱えたドイツのクラウゼヴィッツの言葉です。外交は相互の国益のぶつかり合いの場です。その場で何があり、どのように戦争に至ったのかを、相互の歴史から学び、成熟した歴史認識の下、二度と戦争を起こさない、起こさせないようにすることが、先人たちへの唯一の報恩であり、未来を担う子供たちへの責任であると確信をいたします。

私は、過去の質問で、何度か現在の中学校で使用している歴史の教科書を、これでは成熟した歴史認識が育まれないと指摘をしてまいりました。残念ながら中学校で使用する教科書に対しては、県の教育委員会では直接的な採択権限がないのが実態です。

それを理解したうえで、県立高校の教科書についてお尋ねをいたします。

私の認識では、県立高校で使用する教科書の採択権限は県の教育委員会にあります。今後激変するであろう国際情勢の中で、将

来を担う子供たちが日本人であることに誇りを持って生きてもらうことが、何より大切なことだと思います。そのためにも、成熟した歴史認識を身につけることが重要です。

高校で使用する歴史の教科書の選定に教育委員会が今まで以上に問題意識と責任を持って関わっていただくことを強く求めます。広島教育長に答弁を求めます。

広島教育長 グローバル化する国際社会におきまして、将来を担う子供たちが歴史に関する深い理解を通して日本国民として自覚を深めることは、大切なことでございます。

例えば、高等学校学習指導要領「地理歴史」におきましても、その目標の一つに、「多面的、多角的な考察や、深い理解を通して涵養される日本国民としての自覚や、我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについて自覚などを深める」と掲げられているところでございます。

文部科学省が行います教科用図書検定は、教育基本法に示す教育の目標に加えまして、学校教育法、また今ほど申し上げました学習指導要領の教科の目標、こちらを達成するために適切であるかを審査しており、通過しました検定済み教科書は、どれもその要件を満たしているものと判断されたものでございます。

本県では、県立高校の教科書の採択に当たりましては、まず、検定済み教科書につきまして、高校の教員で構成します県教科書研究協議会で研究と協議を行い、県教育委員会ではその研究協議の結果報告を受けまして、本県に合った複数の選定候補を決定いたします。各県立学校は、その中から自校の教育目標や生徒の実態等を踏まえて使用する教科書を選定するという状況でございます。

こうした過程を経ることによりまして、高等学校において使用される教科書が適切なものになるよう努めてきているところでございまして、今後も引き続き、高校が最も適した教科書を選択で

きるよう適切に指導、助言、援助してまいります。

山崎副委員長 尾山委員の質疑は以上で終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。

午後 3 時 01 分 休憩